

# 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団協賛金募集手続き等に関する要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団協賛募集に関する規程第6条に規定する手続等について、協賛金を募集するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 申請

事業の趣旨に賛同した企業、団体及び個人(以下「企業等」という。)が、協賛を申込みときは、協賛申請書(第1号様式)を提出するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## 第3 審査

企業等から当法人に対し申請があったときは、審査の上、受入れの可否を決定する。

## 第4 通知

当法人は申込みを受けることになったときは、企業等に連絡するとともに、協賛承認決定通知書(第2号様式)を申請した企業等に送付するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## 第5 協賛金の納入

受入れが決定した企業等は、当法人が指定する期日までに、指定の方法で協賛金を納入するものとする。

2 当法人は、協賛金の納入があったときは、領収書を企業等に送付するものとする。

3 納入された協賛金は、返還しない。ただし、当法人の責に帰す事由により、事業を実施しなかった又は中止した場合は、協賛金を返還するものとする。

## 第6 掲載する広告の範囲

協賛の特典として印刷物等に掲載できる広告は、当法人が行う印刷物等に掲載する有料広告取扱規程第3条の規定に準ずるものとする。

## 第7 承認の取消し

当法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛の承認を取り消すことができる。

(1) 企業等が虚偽の申請により協賛の決定を受けたとき

(2) 企業等が第5条第1号第1項に規定による協賛金の納付をしなかったとき

2 当法人は、協賛の承認を取り消した場合には、協賛承認取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## 第8 個人情報の取り扱い

協賛申込みのために提出された個人情報については、当法人の管理業務に関する個人情報保護規程(平成18年財団規程第3号)の規定に従って取り扱う。

2 協賛申込み個人情報の取扱いに関しては、次の各号の目的のみに利用するものとし、他の目的には一切利用しない。

(1) 協賛承認決定通知書、領収書、協賛承認取消通知書、御礼状の発送

(2) 協賛申込みに関する案内等の電子メールの送付

(3) 当法人主催事業の案内

(4) 各種統計処理

(5) その他協賛手続きに関する連絡

3 個人情報は、統計処理等の業務のため、その他の当法人提携事業者に取り扱いを委託することがある。委託先については、当法人の定める基準に適合する事業者を選定し、秘密保持、安全管理等についての契約を締結して、適切な監督を行うものとする。

4 個人情報の保存期間は、原則として利用目的終了後、1年間とする。この期間を超える場合は、別途、通知する。

## 第9 その他

この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

